

らないという点からくる国内製錬費の上昇、あるいは国内の生産鉱山の受ける影響、あるいは海外投資をしたもののが着差損、こういったようなものがすべて影響となってあらわれてくるわけでございます。

今回の為替の変動措置に対しましても、ここ二、三年来苦境に立っていたところに、さらにそういう環境変化があつたということで、その影響はかなり大きな、広範にわたつてくるものと思つてゐるわけでございます。現在のところ、いまの三つの分野につきましてそれぞれ検討しているところであります。が、状況の推移を待ちましていろいろ今後の対策も考えなければいけない、こういうふうに考へておる次第でございます。

○川俣委員 まずかなり支障を来たしたし、影響をこうむつたという発言で、確認していきたいんだが、そこでベースメタル、まあ銅だけ取り上げて、ずっと受け答えを願いたいんだが、一体日本の需給、国内鉱山をこの需給に対し、どういう位置づけをもつて進めようとしておるのか、その辺、聞かしてもらいたいんです。

○外山政府委員 銅について申しましても、日本は、御承知のように昔は銅産国といつた範疇に属しておられたわけでございますが、国内鉱山の低迷と、一方銅に対する需要の拡大というふうなことから、国内鉱山の銅需給における位置づけは漸次低下しております。現在は約一八%程度になつてゐるかと思います。そういう状況が、私どもいたしましては、国内鉱山を何とかこの際維持していくつもりでござります。国内鉱山につきましては、品位のいい山にリプレースをしながらも、少なくとも国内鉱山の一一定量の積極的活用をはかりたい、こういうことで国内鉱山対策を銅についても考えてまいりたい、こう考へておる次第でございます。

○川俣委員 大臣、国内鉱山をつぶさないように位置づけていきたいということの発言のようなんだが、それじゃ一体いまどういう施策が行なわれておるか、それから今後どういうようにするつも

りなのか、ちょっと大臣の発言を求めていたと思うんです。

○中曾根国務大臣 一番大きな問題は、やはり鉱害防除対策につきまして官民一緒になって住民の健康を守つてあげるように誠意を尽くすということだと思います。

それからもう一つは、関税面等におきまして、國內鉱山を保護するような措置を金属によつていろいろとつておるところがございます。

それからもう一つの点は、海外に対していろいろ技術的に進出するとか、あるいは経済協力を実行していくという場合に、日本の国内においてそれがだけの技術の蓄積力、経営能力というものをふだん持つておりませんと、外国へ行ってそういう経済技術協力等を有効に展開することができません。そういう根據地としての意味も国内鉱山にはございます。

それから最終的には、そういう非鉄金属のようないわばならぬことだし、そういうところを見ると、どうもせつかくの施策が必ずしも潤沢にありながらならないことだし、そういうことを見ると、どうもせつからいもあるのじやないかということを考えるのです。

この辺で、促進事業団の理事長さんが見えておるようですから、一体いまの状況はどうなつておるのだろうか。さらに、これから借りていこうといふ意欲に企業が燃えているのか、それとももう少し利子が安ければという形になつておるのか、その辺を少しお聞かせ願いたいと思います。

○平塚参考人 お答え申し上げます。

ただいま御質問の国内探鉱に対しまして融資金、これが十分であるか、また、融資の金利その他は業界が望んでおる程度のものであるかと、どうなことと解釈いたしますが、現段階におきましても、当事業団に年間割り当てられております金額は、今年度は三十三億円でございます。ところが、御案内のように、鉱山界全体が不況でござりますので、さような時代では、まずもつて探鉱費の節減というものが経費節約の一つの手だとうなつておるのは昔からでございますが、さようなことで若干使い余しがあるということを申し上げます。

○川俣委員 一番古くからやつており、現在もますますそれが、政策を強化しておると思いますが、国内の探鉱に対する助成策だらうと思います。これはいまお

はかりしております金属鉱物探鉱促進事業団が発足したときに、まず第一にそれにウエートを置いてスタートしたということから見ましても、この点が一番大事なポイントではないかと思います。また、金利につきましては、今日まで七分五厘で融資いたしておりますが、これはできるだけ低いことを業界が望んでおることと存じますが、

明年度からは七分二厘でお貸しするように、関係方面から指示を受けておる次第でございます。さうな次第でございます。

○川俣委員 それでは、また戻つて局長に伺います。

この探鉱費ですが、思い切つて日本の国内鉱山を全部費用でさがしてみると、その体制が鉱業政策の中にひそんでおるかどうか、その辺、聞かせてもらいたいのです。

○外山政府委員 御承知のように、国内の探鉱助成は三段階方式と申しまして、最初が広域調査、それから精密調査、最後に探鉱助成といふことに

なるわけでございますが、その広域調査の段階で、こととは、今度は第二期の長期計画に入つて、さらに二十数カ所の広域調査をやろうとしておるわけでございます。第一期につきましてもか

なり成果があつたわけでありまして、今後もう一度、この辺の地域の拡大を漸次やつてまいりまして、できるだけおよそありそうと思われるところは全

部調べられるように、私どもとしては、予算獲得に今後も努力してまいりたい。こととは第二回目の長期計画といったしまして、五年計画の第一年度の予算をお願いしておるわけでございます。

○川俣委員 それから探鉱助成金ですね、奨励金、この辺の運用はどうなつておられますか、状況を聞かしてください。

○外山政府委員 たとえば昨年度で申しますと、四十七年度の予算は五億五千百万円ついであります。が、この新鉱床探査費は全部使っております。

○川俣委員 こととはさらに六億五千九百万の予算の要求をしておりますが、この新鉱床探査費も全部使われる

だらうと思っております。

○川俣委員 それで大臣、いま局長の言つたこと

は、中・小鉱山が対象だと思いますが、しかし五〇%の持ち出しがあるわけでしようから、これにも限界があるわけなんです。したがつて、このいま局長が説明した五億何ぼというものを大幅に予算化して日本の国内鉱山を国の手で探鉱するという政

○中曾根国務大臣 ウラニウムにつきましては、後発的な金属探鉱でございましたので燃料公社といたものをつくりまして、国家資金を大部分投入して全国の探査をやっております。しかし、ほかの金属等につきましては、明治以来の長い伝統やいきさつもありまして、民間企業体で主としてやって國が助成するという形をとってきたのですがありますけれども、いろいろ海外の情勢及び国内のそういう日本の鉱山を維持していくという政策等を見ますと、探鉱の部面については國家がもと積極的に責任を引き受け、民間を助成する方向に前進している、またかかるべきである、そういう私には思いまして、その方向に向かって努力いたしたいと思います。

○川俣委員 そうなんだ。このようだ大臣が非常に前向きに発言し、前向きの考え方を持っておるのに、担当局が鉱業政策をもつとやらねばならぬいということを長年いわれていながら、どこに気がねをしてているのか、あるいは何か支障があるのか。きわめてテンポがおそくてとうとう山をつなぎして、足尾がつぶれ、生野がつぶれ、どんどんつぶれて、それにブロートだ、円切り上げだといふことになつて、みなだめだ。それに鉱害問題、賠償問題になつてきたら、国内の鉱山の位置づけといふうきつきからずつと話してきたものは、結局担当局の怠慢がこうなつたと思うのですよ。いままで大臣の裏づけが今回予算になされていると思いませんか。どうですか、局長。

○外山政府委員 国内探鉱の助成策としての三段階調査、あるいは大企業に対する事業団の融資規模、そういう点、すべて今回は前年度よりも若干ずつではございますがふえているわけでござります。私どもいたしましては、そういうことで漸次対象を拡大してそして国内の探鉱助成を強化していく、そういうことを考えているわけでございますが、今回は、変動相場制の問題がさら新たに起つていて、そこでござります。ここで、私どもとしましても、今までやっている助成の内容をさらに強化する。たとえば補助率を引

○川俣委員 漸次とか、検討のさなかとか言って
いるとどんどん鉱山はつぶれるのだよ、普通の工
業製品と違つて、鉱量がなくなればつぶれてしま
うのは当然だよ、鉱山というの。ところが大臣
は、さつきから、せっかくの技術を確保する意味
もあって、それから国内で維持しなければならな
いということもあってという気持ちを披露してお
られた。それに対して漸次検討中が今まで長年
続いているのだよ。

そこで私は思うのですよ。いろいろ法律的にぶ
つかるからということで中小鉱山のあれを考える
のですけれども、中小鉱山の場合は五割が持ち出
しなんだ。大企業の場合は融資があるじゃない
か。理事長さんから、今度利子を少し低くすると
いうことがあつたけれども、それにしても七分二
厘だ。こういうことを考えると、大鉱山、これは
大手ですね。中小鉱山はどうなんだ。大企業のた
めに探鉱奨励金は補助できないという意味なの
か、その辺どうなんですか。大手、中小というのは
どういう意味なんだ。鉱山単位かね。企業単位か
ね。

○外山政府委員 御指摘のように、中小鉱山に対
しては補助金、それから大鉱山に対しては融資と
いうことで探鉱助成が行なわれてゐるわけですが
いますが、どちらも対象は企業でございます。

○川俣委員だからその考え方私は違うと思う
のですね。大きな鉱山は大きいなりに早くなくな
るのだよ、資源が多く減るのだから。中小の場合
は持ち出しが半分あるものだから、これは奨励金
に対する限界があるわけだよ。だから、大鉱山と
か中小鉱山を問わず探鉱奨励金を補助するという
体制にならないのかね。どうです。それが一つ。
それだったら、どこかの企業がやつて いるよう
に、はやりか何か知らぬが、大鉱山を企業から離
すという一山一社の形をとつてしまふのだよ。そ

○外山政府委員 確かに大企業が分離をして中小鉱山になれば、中小鉱山の定義にはまるということで補助金が出るということは御指摘のとおりでございます。ただ、私どももしましては、いまのままで、いまの制度でも、大企業、中小企業を問わずそれぞれ融資なり補助金なりで探鉱助成をしていくというたてまえでまいっておるわけでございますが、先生がいま御指摘になつたように、大鉱山に対して、中小企業ほどではないにしても補助金というような思想は考えられないかといふことでございますが、今後の検討課題としてよく頭に入れておきたいと思います。

○川俣委員 大臣、いま局長が今後の研究課題だとおっしゃつたが、どうです。これは来年度あたりから、石油のような成功払いでもいいでしょうし、いろいろ方法があるだらうと思うのですよ。さつきからお話を聞いていてると思うのですけれども、その山が大企業についているから探鉱補助金は出せない、大企業から切り離して、商法を通して一応一山一社にすれば探鉱奨励金は出せる、こういう奇妙な法律なんです。したがつて、私はそうじやなくて、国内鉱山をやはり育成強化しなければならないということから考へれば、企業そのものに対するのじやなくて、大鉱山であろうが中小鉱山であろうが、そういうことを区別なく検討するといふことが来年度の課題であると思うのですけれども、そういう方向づけは、大臣どうですか。

○中曾根国務大臣 鉱脈というものはやはり国全体の財産であるとも考えますから、そのお説は、国民经济全般から考えてみると合理性があると思います。ただ、やはり中小企業育成という面から、いままで通産省は中小鉱山を維持發展させるために努力してきたので、そういうことになつておると思いますが、先生のお考えをひとつ検討してみることにいたします。

○川俣委員 それで、これは地下資源で石炭とよ

く比較されるのですが、鉱業法のたてまえからちよつと直さなければならない時期じゃないかと思うのです。まず鉱業権なんですが、石炭の場合は能力主義というか、そういうことで認可しておるわけだ。ところがタルの場合は先願主義ですか、私はあまりわからぬのですが。そういうことで昔は山師みたいなものが非常に横行する材料だった。先願主義だから午前零時に受け付けといふことで鉱業権を取つて、それを売買して、いわゆる一獲千金を夢見る山師の横行の種だった。ところが、もうそういうことはできないと思うのです。やはり金属鉱山は、国内鉱山の国家政策としてこれを取り上げて、この鉱業権を全部国が吸い上げて、もう一べん能力主義本位で、能力のあるもの、やる気のあるものに鉱業権をやるという方向の検討の時期じやないだらうか。どうです。

○外山政府委員 石炭につきましても、鉱業法のたてまえは先願主義でございまして、これは非鉄金属と変わりございません。

ところで、御指摘のような問題点は、最近の縛から見まして十分考え方のところございます。ただ、前にも鉱業法の許可に能力主義を入れたらどうだという方向で改正案を検討したことがあります。能力主義と一がいに申しましても、能力の判定というのが非常にむずかしい、あるいは中小鉱山が縮め出されるのではないか、こういったような問題点も当時あつたように聞いております。

いずれにしましても、鉱業法という非常に古いやつにしましても、鉱業法といふ非常に古いやつにタッチする法律でございまして、これを部分的に改正するという点につきましても、たいへんな考え方の議論が必要な分野が多いと思います。したがいまして、この着手については慎重でなくてはならないと思ひますが、同時に、鉱業法自体がやはり新しい時代の中でこういう点は改正したほうがいいんじゃないかという問題がこの問題以外にもございます。したがいまして、私は機会を見て鉱業法の改正ということについて、これもまた繰り返しになりますが検討

課題だというふうに考へておるわけでござります。

○川俣委員 それじや局長、一応改正するといふ方向で検討しておるということを確認していくであります。

○外山政府委員 検討していると申し上げるのは言い過ぎかと思います。ただ、いろいろ仕事をやつておる上で気がつく点が多うございます。これはやはり鉱業法との関係をもう少し深めないと問題が多いというふうな点が多々ございますので、その点を頭に置きながら、やはりこういうことを含めて鉱業法の改正をいすれば日程にのせなければいけない、こう考えておるところでござります。

○川俣委員 これはやはりあれだと思います。大臣もさつき言つておられたのだが、明治百年だ。ところが、あのときには、徳川幕府のドル箱の鉱山を企業がもらって、それを掘り尽したというのが今日だと思うのですよ。露頭鉱床がなくなつた、したがつて、新しい鉱床をさがし求めなれば企業が成り立たないといふ時期がいまだと思うのです。しかも、鉱山というのは、御承知のように幕府のドル箱、それから明治維新後は資本主義のもとだ。それで戦争の資金にされて、いま野たれ死に、こういう歴史を経ておるわけだ。したがつて、私は、こういう歴史的な発展過程から見ると、鉱業法というのは大きく改正をする時期だと思います。鉱業法といふのは見直さなければならぬと思います。一度検討したんだがものにならなかつたといふ十五、六年前の時期といまは違うと思うので、これをさらに私からも要望しておきたいのですが、局長、どうです。

○外山政府委員 たしか十年くらい前だったと思ひます。その当時の経緯をよく私どもも検討をしているところでございますが、一番の問題点は、先ほどの能力主義にあつたようございます。したがいまして、その辺の問題点をよく頭に入れないと前に進むこともむずかしいという気がいたしました。いずれにしましても、先ほどお答えいたし

ましたように、将来の検討課題として十分考えさせていただきたいと思います。

○川俣委員 それから鉱山の宿命は、鉱量とともに何といつたってペースメーカー、銅の場合にはLMEの建て値だと思います。きょう現在あたりの方向はどうですか。

○外山政府委員 一ころ非常に低迷しておつたわけですが、最近はかなりLME相場が上がりまして、日本のいまの関税のかかる上限でございます三十八万五千円を若干こえているというふうに聞いております。

○川俣委員 その上限の三十八万五千円というのと二万四千円の補助との関係ですね。三十八万五千円を頭打ちにしなければならないという法律はどこから……。

○外山政府委員 銅といふのは広範な用途を持つているわけでございまして、それで一年半前の為替変動の際に改定をいたしまして、若干保護的な色彩を入れて上限も上げるし、金額も上げるというふうなことをやつたわけでござります。広範な

需要家を控えているだけに、その上限の上げ方、関税額のつけ方、いろいろ議論の多いところでございまして、当時のいろいろなきづから見まして三十八万五千円と二万四千円といふのがきました。

(たつ) というふうに聞いております。

この点は、今後銅の地金に対してどういうふうな考え方を基本に持ちながら、具体的な方法論をどういうふうにしていくかといふ一環として、関税はどうあるべきか、スライド関税といふのかどうか、あるいはいまの上限をいじるべきかどうか、二万四千円もどうなのかと、いろいろな問題点を検討していきたい、こう思います。

○川俣委員 あることだから、これはなかなかやすやすといふ。○外山政府委員 四十万をこえると申しましたのがあります。したがいまして、それに對していろいろな助成策を加えれば、もう少し低いところで上限があつてもいいのではないかということもそのときの考慮だつ

三十八万五千円はどうです。

○外山政府委員 御指摘のとおり、国内鉱山の銅の生産コストは四十万円を若干こえるところにあります。それが三十八万五千円でいいといつていつは何といつたってペースメーカー、銅の場合にはLMEの建て値だと思います。きょう現在あたりの方向はどうですか。

○川俣委員 一ころ非常に低迷しておつたわけですが、最近はかなりLME相場が上がりまして、日本のいまの関税のかかる上限でございます三十八万五千円を若干こえているというふうに私は私どもが思っているわけですが、同時に、これを引き上げることで需要家にどれだけの影響があるかということを考えながら、その間をとつてその額がきまつたのだろうというふうに私どもは考へて、鉱山業界に努力をしている、努力を願つているというふうな要素だと思いますが、同時に、これでございまして、日本のかなりの関税のかかる上限でございます三十八万五千円を若干こえているというふうに聞いております。

○川俣委員 大臣、三十八万五千円ときめた當時、いま局長が話しているように、銅のコストは四十万円だというんだ。ところが、三十八万五千円で補助が切られるわけだ。だからしたがつて、四十万円がコスト、三十八万五千円が頭打ちの補助、それとの間は全然補助が得られない状態なんですね。したがつて、三十八万五千円をある程度見直す時期だと思うんだけれども、大臣、どうですか。

○中曾根国務大臣 銅の値段といふものは非常にゆれがひどい情勢でございまして、六十万円くらくなつたりあるいは三十万円を割るというようになります。したがつて、三十八万五千円をある程度見直す時期だと思うんだけれども、大臣、どうですか。

○川俣委員 この点は、今後銅の地金に対する必要があると思います。そういう意味において、その水準を動かすこととはよほど慎重にやる必要があると思います。

○川俣委員 大臣、銅の建設値が非常に変動性があるものですから、三十八万五千円で頭打ちにしておくと支障を来たすわけだ。したがつて、その辺を検討する時期だと思う。検討する必要があると思うのですが、どうですか。これは局長でもいい。

○外山政府委員 四十万をこえると申しましたのがあります。したがいまして、それに對していろいろな助成策を加えれば、もう少し低いところで上限があつてもいいのではないかということもそのときの考慮だつ

たと思います。いずれにしましても、以前きめた数字であることは間違いないません。最近のよくな情勢の変化の中でこれでいいかどうかということは、確かにもう一度検討しなければならない対象だらうと思います。

○川俣委員 そうだろう。やはり三十八万五千円といふものは検討する必要があるんだよ。中小鉱山ならなおさらだ。四十万円の銅のコストに対しても三十八万五千円、これではつぶれるのはあたりまえだ。だから、検討する時期だと思います。そういうふうに確認しておきます。いいですね。どうですか。

○外山政府委員 検討はいたします。

○川俣委員 そこで、その関税のことなんだが、地金、ブリスター、両方ともトン数と金額を教えてくれませんか。

○外山政府委員 地金の需給の関係でござりますが、これは四十七年度の数字で申しますと、国内鉱山から出たのが十一万四千トン、それから海外輸入されが八十二万四千トン、それから地金で輸入されたのが五十五万二千トン、合わせまして供給が百五万三千トンでございます。

○川俣委員 それに統いて、関税の総額などのくらいになりますか。

○外山政府委員 スライド関税でございまして、そのときの価格でかかつたりからなかつたりしているわけでございます。手元に資料がありますればすぐお答えできるのでございますが、いまちょっと資料を持っておりませんので、後刻また御報告させていただきたいと思います。

○川俣委員 大臣どうですか。この関税を、せつかく目的関税もあるから、さつきの上限も検討することになると三十八万五千円以上の方向で検討されることだらうから、関税をひとつブールして、これを特別会計のような形の方向を検討してもいい時期じゃないかと思うんだが、どうで

すか。

○中曾根国務大臣 この関税をどういうふうに使うか、目的的にちよどく重油関税みたいにお使いになるのか、そういう点について何かお考えがありますれば教えていただければありがたいと思いま

す。

○川俣委員 局長、考え方を教えてくれと大臣が言つたんだが、局長はどうですか。それから外山政府委員 関税收入と申しましても、実はいまの地金の関税だけではそう大きな額ではないと思います。いずれにしましても、特別会計といふからこうで諸般の施策を考えるとしても、収入源がやはり問題でございましょう。それからさらにはその使い方に付いても、額がどのくらいになるかによって違います。わずかな額の特別会計では逆にそれに押し詰められて何にもならなくなる。対策が十分できるような特別会計ならこれまたなかなか実現がむずかしい、この辺の問題がござりますので、現在方法論として特別会計がいいというふうな感じは、私は持つております。しかし、対策の強化をやつていかなければならない、こういうふうには考えております。

○川俣委員 いま通産省は探鉱事業団を通して助成し——この鉱害もそうだね。その方向にあるようだから、これは一般会計からの繰り入れもかなりあるんだよ。ただ、この辺で特別会計でアールして、本格的に本腰を入れてやるという当局の考え方があれば、商工委員も実力者がたくさんいるんだから、要するに一般会計からの予算繰り入れも潤沢になるのですよ。ただ、当局がそういう姿勢にあるかどうか。いまの関税だけのプールでは何にもならないかもしれないが、やはり石炭のように、だめになってしまってからはどうにもならないからね。特に金属鉱山なんというのは、やはり技術が切れてしまふと切れてしまふんだよ。これは一年や二年ではものにならない技術なんだ。坑内の支柱でも掘り方でも全部——大臣は、海外にこの技術を持つていて働くじゃないかといふ気持ちをさつき一たん出されたけれども、国内

に鉱山がなくなつたら技術は切れると私は思う。

そういうことを考へると、やはりあらゆる手を尽して国内鉱山といふものを育成強化していくくと、うな考え方にして、ほつほつ関税を——六十万くらいに銅の建て値になると企業はいがるかもしだす。そしていまのよう私に払底すると助けてくれとくる。この間に、当局はどうしたらいかと、いうのがあつちを見たりこつちを見たり、こういふ鉱業政策だらかぬのだよ。生野がもたない、足尾がもたない、そういう状態なんです。ですから、大臣は方法を教えてくれぬかと言う。これはなぜいたことだと思うのだが、問題は、当局の姿勢を聞きたいと思うんだ。

○中曾根国務大臣 特別会計を多くつくるということは財政全体の統一性を害するという財政方針もありまして、なかなか内部的にもむずかしい問題がござります。特にその収入をある特定目的だけに使うということについては財政当局の非常に強い抵抗がございまして、原油関税のときには、石炭という非常に大きな非常にシリアルな問題がございましてあれは突破したわけでござりますが、いまのほかの鉱山についてシリアルでないとは言いませんけれども、しかしまの全般的な見方から見ますと、それでどの程度の収益があがってくるか、私の感じでは、それほど大きな期待するようなものはないのではないか、むしろ一般会計その他で思い切った金を、国内鉱山維持という大義名分のもとに、特に探鉱部面において国が相当役割りを果たす、そういう大義名分において取つたほうが、国全体としてのバランスがとれるのではないかと私個人は考へております。そして銅の問題のようないわゆるような問題については、むしろ国際的な特殊事情がございまして、日米総合協定と特有の特殊事情がございまして、日米総合協定というような特殊のケースもありますので、ああいう位置をとつたのでござりますけれども、それをばかに企業全般に及ぼすことは無理ではないかと思ひます。

○川俣委員 いや、そんなことはないよ。織維では織機を買ひ上げるんだろう。どうなんですか。

○中曾根国務大臣 織維の場合にはまついろいろおかしく見ますと、それでどの程度の収益があがつてくるか、私の感じでは、それほど大きな期待するようなものはないのではないか、むしろ一般会計その他で思い切った金を、国内鉱山維持という大義名分のもとに、特に探鉱部面において国が相

維ですね、買ひ上げという考え方があつて、中曾

根通産大臣も非常に積極的に織維の買ひ上げ、いわゆる織機ですね、こういうところまで買ひ上げておる。鉱山の場合も、鉱業財團なんという財産は鉱山がつぶれば無一文になる。土地だって社宅だって、中の坑内機械だってコンプレッサーを転用する程度なんだ。こういうことを考へると、さつきから話によると、やはり円切り、フローはどうですか。

○中曾根国務大臣 いまの自由企業体制で見ますと、企業が採算がうまくいかなくなつたという場合に買ひ上げるということは非常にむずかしいと思うのです。しかし、そういう場合に、あと始末をするために、鉱害の処理とか、あるいは労働者の身分の安定とか、そういう問題については国が乗り出でてやることが適当であると思ひますけれども、経営やそのほかの処理については、やはりそれは企業家の責任において処理すべきものではないかと思います。

う状況でしばらくやつていくよりしようがないと思います。

○川俣委員 買ひ上げに近い政策をとつてゐる所であります。どうです。たとえば、常磐炭礦一つ例を出してやつてみなさい。どういう国家補助をやつたか。足尾銅山と常磐炭礦のつぶれた結果の補助政策を比較して話してみてください。局長どうです。全然違う。

○外山政府委員 石炭につきましては現買ひ上げのような措置はとつておりませんが、閉山交付は石炭が織維と同じように買ひ上げるという方向で検討しなければならないのじやないか。これはどうですか。

○中曾根国務大臣 いまの自由企業体制で見ますと、企業が採算がうまくいかなくなつたという場合に買ひ上げるということは非常にむずかしいと思うのです。しかし、そういう場合に、あと始末をするために、鉱害の処理とか、あるいは労働者の身分の安定とか、そういう問題については国が乗り出でてやることが適当であると思ひますけれども、経営やそのほかの処理については、やはりそれは企業家の責任において処理すべきものではないかと思います。

○川俣委員 いや、そんなことはないよ。織維では織機を買ひ上げるんだろう。どうなんですか。

○中曾根国務大臣 織維の場合にはまついろいろおかしく見ますと、それでどの程度の収益があがつてくるか、私の感じでは、それほど大きな期待するようなものはないのではないか、むしろ一般会計その他で思い切った金を、国内鉱山維持という大義名分のもとに、特に探鉱部面において国が相当役割りを果たす、そういう大義名分において取つたほうが、国全体としてのバランスがとれるのではないかと私個人は考へております。そして銅の問題のようないわゆるような問題については、むしろ国際的な特殊事情がございまして、日米総合協定と特有の特殊事情がございまして、日米総合協定というような特殊のケースもありますので、ああいう位置をとつたのでござりますけれども、それをばかに企業全般に及ぼすことは無理ではないかと思ひます。

○川俣委員 局長、そんな遠慮することはない。おかしいよ。いいですか。石炭の場合は、根柢思ひがエネルギー革命でしようがないんだということがエネルギー革命で、硫黄山を見ましようか。Sの回収により硫黄鉱山もばたばたいたでしよう。そうなんですよ。やはり似てゐるんじゃないかな。どうです。これはそう違ひはせぬよ。硫黄山が、Sの煙突からの回収のため鉱山硫黄が要らなくなつてしまつて、松尾はじめその他どんどんつぶれてきたでしよう。どうです。同じですよ。

○外山政府委員 御指摘のように、硫黄の場合は、確かに脱硫というふうな新しい要素から来る硫黄の需給関係から致命的な影響を受けて、構造的に今後硫黄の山は需要が非常に少ないというふうなかつこうになつたことは御指摘のとおりでござつたけれども、それを実らせていくことが適當ではないか、そう考へます。

○川俣委員 まだ環境庁が来ませんから、もう一度だけ伺つておきたいんだが、石炭とか、特に織

ざいます。しかし石炭とも違いまして、石炭のように九州、北海道に広範に操業が行なわれていたということ、そうしてその規模も断然違うということ、地域社会への影響についてももとと全国的に広範であるというようなこと、いろいろ考えますと、石炭に対してはまずもってああいう政策が必要だらうと思います。そのほかのものにつきましての個別的な処理といいますか、地域問題、労働問題、そういうものについての対策は十分考へなければいけませんが、制度として石炭のようなかつこうをとらなければならないというふうには私どもは考えておりません。

○川俣委員 労働問題、厚生問題は、時間がなくなつてきましたから社会労働委員会のほうでお願いして、時期を改めますが、これは私は石炭と違うのだとということの観点に立つと、なかなか政策は出ないと思いますよ。

ベースメタルのことの話が出ましたが、いろいろあるわけですよ。回収すればお金になるのが鉱山なんです。回収する能力がない、技術がない、というところに今度は鉱害がある。回収すれば、これはみんな金になるやつなんです、鉱山といふやつは。一つだって利用できないのではない、メタルの中には。それを今までほどんどん捨ててきたわけだ。ところが、カドミムから何から全部回収すれば全部金になる。これからは、そういう回収技術も出てきたし、捨てれば鉱害でいじめられるということで企業も回収の努力に回る。そういうところにある程度メスを入れて鉱業政策を考えないと私はだめだと思うのです。ただ援助するとか、中小企業がかわいそらうだからというだけの觀点では、私は国内鉱山の位置づけはできないと思ひます。もう抜本的に鉱業政策を打ち立てなけ

○外山政府委員 他のどの業種から見ましてもひ
けをとらないような情勢のきびしさに直面していく
る業界であることは間違ひございません。私ども
も、それであるがゆえにいろいろ今後の状況の推
移をよく見きわめて対策の強化に万全の措置をと
りたい。こう考えておるわけであります。

一部をちよつと伺つておきたいのですが、これは探鉱事業団に鉱害関係を一切運営管理者とするといふ方向なんだが、問題は、鉱山は探鉱事業団のそばにあるわけじゃない。通産省のそばにあるわけじゃない。したがつて、各地方都市に局といふもの、監督部を置いてあるわけです。鉱山監督部、監督局を置いてあるわけですね。これとの関係はどうなるのか。これと事業団との関係は……。

○川俣委員 具体的に聞きたいたのだが、実際に鉱業
十才木政局委員 おぞろいん鉱事關係の事業をいかんか
します場合に、事業団は従来の関係がそう深くない
かったわけですが、さうですが、各地の監督局部とは
十分連絡をとりましてその指示を仰ぎ、その資料等
を利用させていただいてやりませんとスムーズな
事業運営はできないと思いますが、その間の連絡等
を十分密接にするように指導してまいりたいと
思っております。

吉を監督するのは地方の監督官でしよう、そして
総元締めは事業団でしよう。これはどうなん
す。その関係を知りたいのです。
それからもう一つは、監督官をふやす方向で検
討しているのか。

それからさらにもう一つは、時間がないからついでに聞いておきたいのだが、いま鉱山関係で調査しなければならない鉱山数が何ぼあって、一体何年計画でこれは調査するのか、その辺を聞かしてもらいたいのです。

○青木政府委員 まず第一に監督部と事業団の關係を申し上げますが、事業団が直接やります仕事は、第一には、現在休廃止鉱山に対しまして、鉱

害防止義務者がおらない場合には、都道府県に補助金を交付しまして都道府県が鉱害防止工事をかわってやつてやるという制度がございますが、その場合には、都道府県に補助金を交付しまして都道府県が鉱害防止工事をかわってやつてやるという制度がございますが、新たに事業団で基礎的な調査をいたすということになります。こういう仕事に関しましては、地方公共団体のほうから依頼があれば、その工事方法等につきまして技術的なアドバイスを与えるというような仕事もございます。こういう仕事に関しましては、地方公共団体は必ずしも鉱山の従来の記録その他をよく知っているとは限りませんので、事業団が事前調査をいたします場合には、監督局部の記録その他従来の監督状況を十分指導してもらいまして、事業団が事前調査をやるというかうこうになると思います。その仕事は大体五年間で終了するようになります。それから実際もう一つの事業団の仕事は、鉱業権者が自分で事業をする場合に、それに対する融資または保証でございますが、この事業につきましては、まず事業者から計画が出来まして、それを監督局部で審査いたしまして、それがよろしいとということになれば、これに基づいて鉱業権者が事業をすることになりますが、それに対する融資または保証をするわけでございます。その際も、その事業計画の適合その他の内容につきましては、監督局部から十分連絡を受けまして、その監督局部の認めました計画に従つて仕事をするという局に、融資なり保証なりをやっていくということになりますので、これも監督局部の指導を十分受けないと実際上の仕事はできないということになります。事業団と監督局部の関係はそういうことでございます。

それから第二に、監督局部の強化でございますが、これは年々強化しておりますので、来年度につきましてもこの関係の人員は大体二十四名増員することですござります。

それから、今後の調査対象鉱山でございますが、私どもが調査をする必要があると思っておりまして、来年度につきましては約四千鉱山でございます。これを三年なります。

いし四年でいたす計画になつておりますて、これはやリ方といたしましては、県に概査と申しますか、一応大ざっぱな調査を依頼いたしまして、その概査をした結果、精密調査を必要とするものにつきまして鉱山監督局部がさらに調査をするといふことになつております。これは四十八年度には、県に対します依頼は約九百四十鉱山を概査の依頼をいたすということになつております。

以上でござります。

○川俣委員 時間がないので、次のあれは文書であとで回答してもらいたいのですが、結局このあれば積み立て制度だと思います。ところが、企業のほうでは、これは義務ですから、積立金を今一度金策しなければならないですね。特に中小企業なんか金策しなければならぬ。極端に言うと、八分から一割近い金を借りて、四分五厘の利子をつける積み立てをするわけだ。企業が八分ぐらいいの金を借りてきて、四分五厘の利子をつける積み立て

○青木政府委員 積立金の損金処理の問題でござりますが、これは現在は制度上手当てをしてございませんけれども、一般的な公害防止準備金制度のほうでは、これは文書回答でけつこうですが、これは損金処理できるのですか。

もござりますし、来年度の税制改正はあたらしい連を踏まえまして、その制度との関連を踏まえまして検討し、本格的な積み立てが始まります四十九年度からは適当な処理ができるようになります。

○川俣委員 そこで、環境庁に伺いたいんですが、PPPという問題ですが、これは鉱山の鉱害との関係をひとつお聞かせを願いたいんです。

○船後政府委員 いわゆるPPP、汚染者負担の原則でございますが、これの内容につきましては、わが国ではさまざまな考え方があるようですがあります。しかし、これを国際的な合意として採択いたしましたOECDにおきましては、過去の実績

損害賠償あるいは原状回復の費用負担というよりは、いまして社会的被害が生ずる。こういう社会的被害がだれにも負担されずして放置されると、いうところに環境問題があるわけございますから、このよくな社会的費用というものを経済に内部化せしめ、具体的には価格体系に反映させるべきであるということを国際的な合意としてその原則を採用したわけでござります。したがいまして、OECDの場では、冒頭に申し上げましたように、すでに生じた被害といふものにつきましては、この原則が直ちに適用されるべき問題というようには理解していないのでござります。損害賠償ないしは原状回復という問題は、これはやはり原因となった者が負担するのは、別にこのような意味におけるPPPを持ち出さなくとも明らかなるところである、かように考えております。

○川俣委員 山の木が乱伐、過伐で、山くずれ、地くずれ、あれば軍部の乱伐、過伐が今日たつたっている。鉱山の場合も、増産法の場合、企業がほとんど意思決定の場がなかった。そこを捕つてはいけない、そのようにしてもらつては困るということを言つたと、こうおっしゃるのか。PPPの問題は、やはり重要鉱物増産法も一つの責任があるのではないかどうか、どうでしようか。

○船後政府委員 私、先ほど申し上げましたように、PPPの原則、OECDの場で了解されたようなPPPの考え方は、過去の損害賠償につきましてどのような費用負担をするべきであるかということをきめたものではございません。鉱業法は、これは通産省の所管でございますが、環境庁で所管いたしております公害防止事業費事業者負担法という法律がございまして、これもまた過去の事業活動によって生じました公害これを復旧するための事業費、これをいかなる原則のもとに負担すべきかなど、ということを規定した法律でございますが、この事業者負担法の体系におきましては、御承知のとおり、原則といたしまして、その事業者の原因となつた程度というものに応じて負担すべきであるというような規定のしかたをいたしておるのでございますが、事業者負担法の場合には、鉱業と違いましたして、一つの結果として生じております大気の汚染あるいは水質の汚濁というものが、いろいろな複合の結果として生じたということに着目いたしまして、必ずしも一〇〇%事業者負担という考え方にはなつていないのでございます。

しかし、鉱業法は別体系でございますから、鉱業法の体系によつて処理する、こういうことでござりますので、PPPから申しまして、過去のいろいろな汚染の蓄積に対する原因の中に、国がどの程度関与しておつたから、これをどの程度割り引きすべきであるかということは、PPP自体からは出てくる問題ではない、かように考えております。

きょう三木さんがないのですけれども、PPPがすべてだという考え方を持つておるそれは、私は、いま出でている煙の公害賠償ということ、なりふりかまわず何でも掘れといふことで持つていかれた時代なんだ。そういうような時代的な背景での蓄積鉱害なのだ。だとすれば、PPPについてOECD、その辺もやはり柔軟な解釈をしておるようですよ、私の見たところは。どうですか。したがって、やはり重要鉱物増産法でも、蓄積鉱害の責任の一端に入るべきでないかと、いう解釈を私はしておるのですが、どうですか。

○船後政府委員 PPPの点からどうかという御質問でございますので、私はOECDで合意されておりますPPPというのには、むしろ今後に向かっての問題、この環境汚染による社会的費用といふものを経済に内部化するという問題を取り上げておるわけでございまして、過去にいろいろな事業活動の結果生じました公害、これをいかなる費用負担のもとに施行するかというのは、必ずしもOECDの合意から一つの答えが出てくるわけのものではないということを申し上げております。

しかし、他方におきまして、原状回復あるいは損害賠償という問題は、これはもう民法七百九十三条で明らかのように、その原因となつた者が負担をするのは筋でございます。したがいまして、わが国の現行法体系でも、そういう形でもつて構成されおる、こういう現状ではございますが、しかし、それ以外の判断が絶対に働く余地がないのかどうなかということになりますれば、これはまた、おのずから別個の問題であるということを申し上げておるわけでございます。

○船後政府委員 鉱業法は通産省の所管でござりますから、私からこの解釈を公權的に申し上げるわけにはいかないのでございますが、しかし御指摘のように、いま、戦争中の事態というのとを考えますと、この問題は鉱業のみに限らないわけでございまして、かなり無理は承知で増産を強行したというような事情があるわけでございます。重要鉱物増産法があるから、こういった復旧工事には国の費用負担が伴うということは、そこからは出てこないのじやないか。まあ社会的に申し上げますと、この環境汚染の回復というることは急務でござりますから、これをいかにして費用負担するかというような問題は、その問題として取り上げるべきである。そういった場合に基本になるのは、原因者の負担である。それを具体的にどう展開するか。これは立法政策の問題であるというふうに考えるわけでございます。

○川俣委員 まあ一般公害の元締めだから、さらにもう一つ聞くのだが、無過失賠償責任というのは鉱業法にあつたのだ。施業案といふものを出して、監督局の許可を得て鉱山を経営してきた、監督を受けてきた、認可を受けてきた。そうすると、認可のしかたが悪かったのか、監督のしかたが悪かったのか。蓄積鉱害というの、あなたはどう解釈しますか。

○船後政府委員 まあ直接のお答えになるかどうかわかりませんが、一般論といたしまして、民事責任と行政規制との関係について申し上げますと、行政上の規制を守ったからといって民事責任は免れるわけにはいかないというのが通説であると考えております。

○川俣委員 少し法律にかたくなになつて、公害退治をやる窓口としては非常に不適当な答弁ですか、もう少しどうですか。

それから局長、西多摩の日の出村のカドミム、八P.M.入っておつた事件を知っていますか。きょうのニュースですが、知りませんか。

○船後政府委員 具体的な事実はまだ承知はいたしておりません。

○川俣委員 それじやあとでいいですが、さつと
言うと、鉱山があるのだろうかということになる
が、ない。セメント会社がそばにある。八P.P.M
カドミが出来た。これは一連の調査をして、ひとつ
文書でお願いしたいのですが、土壤汚染その他で
かなり騒いでおるようですから——けさです。よ
ろしいですか。どうですか。

○船後政府委員 さっそく調査いたして、御報告
申し上げます。

○川俣委員 大臣、鉱業法の見直し、それから鉱
業政策の画期的な前向きの姿勢、それから育成強
化、国内鉱山の位置づけ——ただ、大臣ときよう
考え方が質疑応答の中から合わないのは、特別会
計をつくるのは得策じやないといふ大臣の考え
方、私も得策だとは言わないが、やはり検討する
必要があるのじやないかと思います。いま、私も
きめ手はないのだけれども、考えている間に、鉱
山がつぶれていくて、この現実なんですよ。当局が考
えている間につぶれていくて、この現実なんですよ。
いうこの実態は、これはだれしも認めるにだろ
うから、つぶれてしまつてから、困つた、政策を
考えりやよかつたというこじや、これは何のため
に通産省にそういう当局があるのかわからな
から、その辺をやはりもう少し——鉱山といふもの
のを、中小企業とか大企業とか企業本位とか資本
とかいうものにとらわれないで、日本の國の地下
資源といふものをどのように位置づけていくかと
いうことを大きく検討する必要があると思うのだ
が、どう思いますか。

○中曾根国務大臣 私は、おおむね川俣さんの御
意見に賛成でございますが、いまの特別会計の問
題は、なかなかこれは慎重にやる必要があるの
で、ここでコミットすることはむずかしいと思
います。しかし、冒頭申し上げましたように、日本
の鉱業政策自体については一つの大きな転機にも
来ておるのでございまして、よく見直して検討し
てみたいと思っております。

○川俣委員 最後に、今回のこの措置法はむしろ
おさきに失したと思うくらいで、これは早急にや

るべきだと思います。むしろこれでは少し予算な
んか足りないと想ります。そういう考え方で検討
してもらいたいのが一つと、やはりいまの大臣の
前向きの姿勢を当局が取り上げて、いろいろなき
めこまかい政策をどんどん積極的に進めていく必
要があると思うのですよ。大臣の前に局長、一言
どうです。

○外山政府委員 大臣の御趣旨に沿いまして、極
力その線で勉強してまいりたいと思います。

○川俣委員 それからついで恐縮なんだけれど
も、地下資源の中にいろいろあります。石炭から
石油、石油から何にいくか、いろいろあるのだ
が、地熱ですが、局長でもいいのですが、一体こ
れは日本のエネルギーの一環として、はたしてこ
れを積極的に調査するという意欲があるのかどう
か。

それから、施策があるとすれば、こういうよう
な施策があるから積極的にやりたい、という点が
あつたらひとつ報告してもらいたいと思います。
それから、一ぺんに質問しますが、石油です
が、シベリアの例のあれば一体業界と国との関係
がどうもパイプが詰まっちゃって、パイプがシベ
リアにうまく敷かれないので、そういう面をどうい
う面をどういうように考へておられるかということで
す。

それから三つ目、これは口頭でもいいんだが、
尖閣列島の鉱業権はどうなつておつたか。

○中曾根国務大臣 地熱発電の問題は積極的にわ
れわれも推進しようと思つております。現に東
北地方の、たしか松川でございましたか、成功し
ておる例もございます。公害の面その他を見ます
と、かなり有望なエネルギー源になると思いま
す。それで、その地下資源の賦存状態、特に別府
であるとかあるいは東北地方であるとか、そ
う方面的埋蔵量等いま調べておるところござ
ります。たしか三万キロワットか、七万キロワット
程度はやっておるのだろうと思っておりまして、
私は非常に積極的に熱意を持つております。こと
しもたしか数千万円台の予算をとつてその埋蔵の

調査等をやる予定になつております。

それから、御了承ください。

次回は、明二十八日午前十時理事会、午前十時三
十分委員会を開会することとし、本日は、これに
て散会いたします。

午後零時六分散会

直ちに当委員室において開会することいたしま
すから、御了承ください。

○浦野委員長 この際、連合審査会開会に關する
件についておはかりいたします。

○中曾根国務大臣 本委員会において審査中の金属鉱物探鉱促進事
業団法の一部を改正する法律案及び金属鉱業等鉱
害対策特別措置法案について、公害対策並びに環
境保全特別委員会から連合審査会開会の申し出が
ありましたので、これを受諾するに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

なお、本連合審査会は、公害対策並びに環境保
全特別委員会委員長と協議の上、本委員会散会後